

雇用保険被保険者を雇用する事業主 雇用保険被保険者 のみなさまへ

**令和2年4月1日から、
すべての雇用保険被保険者について
雇用保険料の納付が必要となります**

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として、平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、高年齢労働者※に関する雇用保険料は免除されていました。

**令和2年4月1日からは、高年齢労働者※
についても、他の雇用保険被保険者と同様に
雇用保険料の納付が必要となります。**

(※) 保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方を指します。

御不明な点があれば、茨城労働局労働保険徴収室(Tel:029-224-6213)または最寄りの労働基準監督署・ハローワークまでお問い合わせください。